

個人住民税が改正されます

◆ 基礎控除の改正

①合計所得金額が2,400万円以下の場合、基礎控除が10万円引き上げられます。

②合計所得金額が2,400万円を超える場合は所得額に応じて控除額が下がり、2,500万円を超える場合は適用外となります。

※また、基礎控除の改正により給与所得控除・年金所得控除も見直しされています。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

基礎控除の改正一覧

改正前	改正後	
基礎控除	合計所得金額	基礎控除
一律33万円 (所得制限なし)	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超2,450万円以下	29万円
	2,450万円超2,500万円以下	15万円
	2,500万円超	適用外

◆ 扶養控除等の所得金額要件の見直し

基礎控除の改正により、扶養親族等の合計所得金額要件が見直されます。

扶養控除等の所得金額要件の一覧

要件等	改正前	改正後
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額	合計所得金額38万円以下	合計所得金額48万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額	合計所得金額38万円超123万円以下	合計所得金額48万円超133万円以下
勤労学生控除の合計所得金額	合計所得金額65万円以下	合計所得金額75万円以下

◆ 非課税の範囲の改正

〈均等割・所得割ともに課税されない方〉

①生活保護法の規定による生活扶助を受けている方（賦課期日現在）

②障がい者・未成年者・寡婦・ひとり親で、前年の合計所得金額（※1）が125万円+10万円以下である方

③前年の合計所得金額が次の計算で求めた金額以下である方

・同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

→ $35万円 \times 0.8 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 21万円 \times 0.8 + 10万円$

・同一生計配偶者または扶養親族がいない場合

→ $35万円 \times 0.8 + 10万円 = 38万円$

〈所得割が課税されない方〉

前年の総所得金額等（※2）が次の計算で求めた金額以下である方

・同一生計配偶者または扶養親族がいる場合

→ $35万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数}) + 32万円 + 10万円$

・同一生計配偶者または扶養親族がいない場合

→ $35万円 + 10万円 = 45万円$

※1 合計所得金額とは、総合所得と分離課税所得で損益通算して、総合課税の長期譲渡所得と一時所得のそれぞれ2分の1した合計額

※2 総所得金額等とは、合計所得金額から純損失の繰越控除と雑損失の繰越控除を行った額（分離課税の譲渡所得特別控除前）



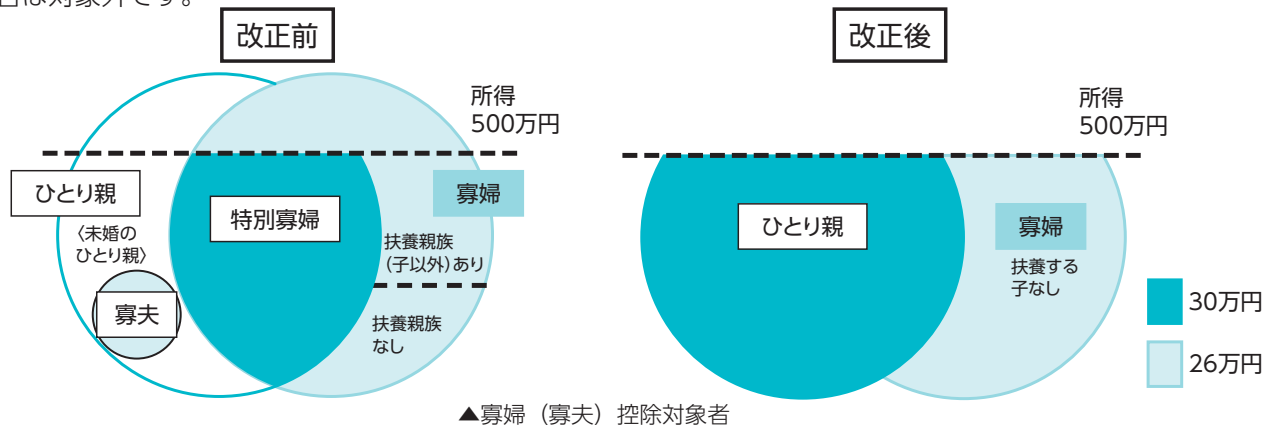
◆ 未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（寡夫）控除の見直し等

①婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（合計所得金額500万円以下に限る）に、「ひとり親控除」（控除額30万円）が適用されます。

②子以外の扶養親族を持つ寡婦は所得制限（所得500万円以下）が設けられ、扶養親族のいない寡婦については、控除額26万円が適用されます。

③寡婦・寡夫・単身児童扶養者に対する非課税措置が見直され、新たに「ひとり親」および寡婦（前年の合計所得金額が135万円以下）が非課税の対象になります。

※ひとり親控除・寡婦控除のいずれも、住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方が世帯にいる場合は対象外です。



▲寡婦（寡夫）控除対象者

		寡婦(寡夫)控除							
		死別		離別					
本人所得		~500万	500万~	~500万	500万~				
改正前	本人が女性	扶養親族	有	子	30	26	30	26	
				子以外	26	26	26	26	
		無		26	—	—	—		
		本人が男性		—	—	—	—		
改正後	本人が女性	扶養親族	有	子	30	—	30	—	30
				子以外	26	—	26	—	—
		無		26	—	—	—	—	
		改正後	本人が男性	扶養親族	有	子	30	—	30
子以外	—					—	—	—	—
無				—	—	—	—	—	
本人が女性				—	—	—	—	—	

▲改正前後における個人住民税に係る所得控除の額（万円）

◆ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に伴う対応

イベント等の代金の払い戻しを受けなかった場合の寄附金控除の創設

新型コロナウイルス感染症の影響で中止等となった一定のイベントの代金の返金を受けなかった方については、その代金を個人町民税の寄附金控除の対象とすることができます。

要件

令和2年2月1日～令和3年1月31日に、新型コロナウイルス感染症により国の自粛要請を受けて中止された文化・芸術・スポーツイベントで、主催者が文化庁・スポーツ庁の指定を受けている。

※控除対象となる料金は最大20万円です。

※（「その年中に支出した寄附金の合計額」か「総所得金額の30%」のいずれか少ない方の額-2,000円）×10%（税率）が控除されます。

住宅ローン控除の適用要件の弾力化

住宅ローン控除の控除期間を3年延長する特例について、新型コロナウイルス感染症の影響で入居期限（令和2年12月31日）に遅れた場合でも、一定の要件を満たし令和3年12月31日までに入居すれば特例措置の対象となります。

要件

次のすべてを満たすこと。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で新築した住宅等への居住開始が遅れた。
- ・一定の期間（新築の場合は令和2年9月末、それ以外については令和2年11月末）までに住宅等に係る契約を行っている。
- ・令和3年12月末までに新築した住宅等に居住開始している。